

直方市住宅取得補助金 Q & A

Q 申請のしかたや対象になるかわかりません。

申請のしかたや対象になるかについてはHPに掲載していますが、条件や手続きが多いため、お気軽に市役所都市計画課へお尋ねください。

Q もともと直方市内のアパートに住んでいて、市内の住宅を取得して転居しましたが、補助金の対象となりますか。

市内に住んでいた方についても対象となります。（条件により補助金額は異なります）

Q 賃貸目的での購入は対象になりますか。

申請者が購入し、申請者が居住することとなっており、対象になりません。

Q 中古マンションの購入は対象になりますか。

対象になりません。

Q 市内に借家を所有していますが、今回市内の別の空き家に転居することとなったが対象になりますか。

市内に空き家、借家、アパートをお持ちの方は対象になりません。

Q 3親等以内の親族とはどこまでですか。

父母、兄弟姉妹、子ども、孫、祖父母、叔父叔母（伯父伯母）、曾祖父母、ひ孫、甥・姪 が3親等となります。

Q 補助金の受取り人を本人ではなく施工業者にできますか。

できません。

Q 夫婦のどちらかが市外からの転入で、もう一人が市内からの転居で住宅を取得した場合、補助金はどうなりますか。

市内転居者としての申請となります。

Q 市外からの転入であるが、中古住宅を解体し、新築して居住するまでに市内で仮住まいをしていましたが、その場合は市内からの転入として取り扱いになりますか。

新築住宅または中古住宅に転居した日の1年以内に市内に転入していれば、何度転居しても市外からの転入扱いとします。また、1年以内に直方市内に在住しており、他の自治体に転居した後に直方市に転入する場合は、市内での転居扱いとします。

Q 登記や住民票登録は令和5年の4月1日以降であるが、住宅の契約は令和5年の4月1日以前に行われている場合は対象になりますか。

土地と建物の所有権登記、契約日すべて令和5年4月1日以降でなければ対象になりません。

Q 住宅を昨年度購入したが数年後に転居が決まっている場合も対象になりますか。

本補助金は、空き家の減少と市外への転出抑制が目的であるため、すでに数年後に市外への転出が決まっている場合は対象になりません。また、そのようなことが分かっていたにもかかわらず、補助金を取得したことが判明した場合、補助金を取り消しまたは返還していただく場合があります。

Q 夫婦の年齢の合計が81歳以上で、現在妊娠中で中学生以下の子どもはいません。妊娠中の子を中学生以下の子どもとして考え、申請することはできますか。

事前相談時において、夫婦の年齢の合計が81歳以上でも、妊娠中の子どもがいる場合については対象とします。申請書に母子健康手帳の写しを添付して申請してください。

Q 事前相談時には中学3年生の子どもがいたが、申請時点では中学校を卒業して、高校生となっているような場合も補助金の対象となりますか。

事前相談時において判断するため、取得日時点で中学生以下の子どもがいれば対象となります。また、申請時に夫婦の年齢が計80歳以下でなくても、事前相談時に夫婦の年齢が計80歳以下であれば対象となります。

Q 土地を贈与され、その上に新築した場合は補助の対象となりますか。

土地と家屋両方の購入が条件となるため、対象なりません。贈与された土地の上に別の方の名義の家を購入された場合も同様です。また、土地と家屋を購入された場合でも課税標準額などから判断し、不適切な金額で売買されたと思われる場合は対象とならない場合があります。

Q 家を建築または中古住宅を購入後に、相続により市内に別の住宅を得た場合は補助の対象となりますか。

対象となります。家を建築または中古住宅を購入前に、相続により市内に住宅を得た場合は補助の対象になりません。

Q 1つの土地に1棟の住宅があった場所を2つに分筆し、新たに住宅を取得する場合、どちらの土地も補助の対象になりますか。

もともと住宅が建っていた土地のみ補助の対象となります。

Q 不動産業者が中古住宅を購入し、リフォーム後に売り出す場合は対象になりますか

対象となります。